

目次

序章 水俣病の悲劇と現代の化学物質問題	5
1. 水俣病の概要	5
(1) 水俣病の発生及びその被害	5
(2) 水俣病の悲劇	6
(3) 政府による水俣病の原因の確認	7
2. 水俣病の発生メカニズムと病態	8
(1) メチル水銀の副生と水俣病発生のメカニズム	8
(2) 水俣病の病態	9
<コラム> [ハンター・ラッセル症候群]	10
<コラム> [水俣病患者の症状]	11
3. 水俣病の教訓	12
4. 本報告書のねらい	12
第1章 予兆の時代から昭和31(1956)年5月の水俣病公式発見までの動き ...	15
1. 時代背景、チッソの産業政策上の位置付け、チッソが地域の経済社会に占めた位置、チッソの技術開発の特徴	15
(1) 経済の状況	15
(2) チッソが地域の経済社会に占めた位置	15
(3) 日本の産業政策におけるチッソ水俣工場の位置付け	18
(4) チッソの技術開発の特徴	20
2. 水俣病公式発見に至るまでの初期兆候	22
(1) 漁業紛争の歴史	22
(2) 生き物の異常と水俣病の発生	23
3. 公害対策に関する立法	23
(1) 第二次世界大戦前の立法	23
(2) 第二次世界大戦後当初の立法	24
(3) 公害立法と「産業の調和」	24
<コラム> [公害とは]	26
第2章 水俣病の原因究明及び発生源確定の過程(その1)	
- 昭和31(1956)年5月の水俣病公式発見から昭和34(1959)年7月の熊本大学医学部研究班の有機水銀説発表までの動き -	28
1. 水俣病公式発見直後の迅速な原因究明体制の構築	28
(1) 水俣病公式発見の日	28
(2) 医師、大学、自治体が一体となった迅速な対応体制の構築	28
(3) 約半年で化学物質により汚染された魚介類の摂取による発症であることに原因を絞った熊本大学医学部研究班	29

(4) 行政の初期対応	31
(5) ネコ実験	32
2 . 食品衛生法の適用に関する昭和 32 (1957) 年 9 月の厚生省回答と、翌年 6 月の厚生省厚生科学研究班報告をめぐる動き	33
(1) 食品衛生法の適用に関する厚生省の回答	33
(2) 厚生省厚生科学研究班による化学物質の絞り込み	33
3 . 昭和 33 (1958) 年 9 月のアセトアルデヒド製造工程排水路変更をめぐる動き	34
(1) チッソのアセトアルデヒド製造工程排水路の変更	34
(2) 排水路変更による汚染地域拡大と新たな水俣病患者の発生	36
4 . 患者のおかれた状況	37
(1) 伝染病を疑った措置	37
(2) 伝染病説の否定にもかかわらず改善されなかった患者家族の困窮 <コラム> [水俣病認定患者、浜元二徳さんの体験談]	37 38
5 . 水俣病という病名	38
<コラム> [水俣病とは]	39
<コラム> [メチル水銀説への契機]	40
第 3 章 水俣病の原因究明及び発生源確定の過程 (その 2)	
- 昭和 34 (1959) 年 7 月の熊本大学医学部研究班の有機水銀説発表から見舞金契約を経て、昭和 40 (1965) 年 5 月の新潟水俣病公式発表までの動き -	42
1 . 熊本大学医学部研究班の有機水銀説発表とこれに対するチッソの対応等	42
(1) 熊本大学医学部研究班の有機水銀説発表	42
(2) 漁民による補償要求	42
(3) 水俣市、地元諸団体の熊本県知事に対する排水停止反対の陳情	43
(4) 国の対応	43
<コラム> [役人の対応に激怒した鰐淵健之熊本大学前学長]	45
<コラム> [通産省のチッソ擁護姿勢]	45
(5) 熊本県知事による補償あっせん	46
(6) 熊本大学医学部研究班の有機水銀説に対するチッソ及び日本化学工業協会の反論	47
(7) 昭和 34 (1959) 年 12 月のサイクレーターを設置をめぐる動き	48
<コラム> [カーランド博士の水俣病に対する勧告]	50
<コラム> [カーランドの塩ビ工程原因説をめぐって]	51
2 . 昭和 34 (1959) 年 11 月の答申後の厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会の解散、昭和 35 (1960) 年 1 月に設置された水俣病総合調査研究連絡協議会及び日化協の田宮委員会の動き	53
(1) 厚生省食品衛生調査会水俣食中毒特別部会の解散	53
(2) 政府の水俣病総合調査研究連絡協議会	54
(3) 日本化学工業協会の田宮委員会	54

3 . 見舞金契約が果たした社会的機能	55
(1) 見舞金契約	55
(2) 水俣病患者の認定制度の始まり	56
(3) 見舞金契約後の水俣病患者の認定	56
(4) 胎児性水俣病患者の発見	57
< コラム > [胎児性水俣病]	58
(5) 水俣病患者の医療対策	59
(6) チッソの労働争議 - 安定賃金闘争	59
< コラム > [水俣市を二分したチッソの労使紛争]	59
4 . 昭和 35 (1960) 年から 3 カ年続いた熊本県毛髪水銀調査	60
< コラム > [水銀曝露の優れた指標：毛髪水銀濃度]	61
5 . 入鹿山教授らによるアセトアルデヒド製造工程廃水からの有機水銀抽出の発表	61
(1) チッソ水俣工場技術部による廃水中のメチル水銀化合物の確認	61
(2) 熊本大学研究班の入鹿山教授らによる有機水銀の抽出	62
(3) 有機水銀抽出の報告に対する行政等の対応	62
6 . 国際学会における水俣病の報告	63
第 4 章 水俣病の原因究明及び発生源確定の過程 (その 3)	
- 昭和 40 (1965) 年 5 月の新潟水俣病公式発表から、昭和 43 (1968) 年 9 月 の政府統一見解の発表まで -	64
1 . 新潟水俣病の発生	64
(1) 新潟水俣病の発生	64
(2) 新潟県・新潟大学・国による新潟水俣病への対策	64
< コラム > [水銀の暫定的摂取量限度]	65
(3) 新潟水俣病の原因究明の努力と昭和電工の反論	66
2 . 新潟水俣病公式発表後の展開	67
(1) 被害者の活動	67
(2) 政府統一見解	68
第 5 章 考察と教訓	70
1 . 健康被害が生じる前の、あるいは健康被害が発見される前の対応	70
【考察 1】生物等の異常を早期に把握し、健康被害の未然防止に役立てる仕組みは いかにあるべきか。また、健康被害を早期に発見するための仕組みはいかにある べきか。	70
2 . 初期対応	74
【考察 2】原因不明の疾病が発生した場合の初期対応はいかにあるべきか。	74
【考察 3】水俣病患者への差別の原因は何か。またそれへの対応は、どうすればよ いか。	79

3 . 健康調査	81
【考察 4】水俣病原因究明過程において汚染地区住民の健康調査はどのように行われたか。	81
<コラム> [疫学とは]	84
4 . 原因究明	86
【考察 5】研究者はどのように水俣病の原因究明に関わったか。	86
【考察 6】原因究明における企業の社会的責任として、何を期待すべきか。企業は公害に直面した際、どのような対応を取るべきか。また、化学工業に関わる企業、業界団体の環境汚染防止のための行動は、いかにすれば期待できるか。	90
【考察 7】原因究明における国の役割、省庁間の関係はどうであったか。また、原因究明における県の役割はどうであったか。	94
【考察 8】新潟水俣病の発生は、熊本水俣病にどのような影響を与えたか。	101
5 . 対策	104
【考察 9】チッソの地域社会における位置や戦後の化学工業・産業政策において占めた位置はどのようなものであり、それは原因究明にどう影響したか。	104
【考察 10】チッソが行った排水路の変更は、どのように考えられるか。	107
【考察 11】サイクレーターを設置したチッソの意図と、設置した公害防止機器メーカーの行動はどうであったか。また、企業の公害防止対策に期待されるものは何か。企業の公害防止対策に期待されるものは何か。	109
【考察 12】熊本県・国はどのような対策を講じるべきであったか。また、それは、どのようにすれば可能であったか。	112
<コラム> [水俣病の対策に関連した法律]	113
6 . 政策決定	117
【考察 13】政策・価値の優先順位はどうであったか。	117
【考察 14】政治・行政と科学者の関係、両者の役割分担はどうであったか。また、科学者（特に公害を研究する）の社会的責務・倫理はどうであったか。	121
【考察 15】マスコミの役割はどうであったか。	125
【考察 16】警察・検察はどう機能したか。	127
【考察 17】患者はどのように行動したのか。	130
【考察 18】地域住民はどのように対応したのか。	132
【考察 19】原因企業の労働組合はどのような役割を担ったか。	134
【考察 20】胎児性水俣病の発生の意味と、これへの対応はどうであったか。	136
第 6 章 水俣病事件の総括的教訓	138
終章 人類が直面する環境汚染問題 - 結びにかえて -	140
参考文献	141